

令和2年度 新潟市東石山コミュニティハウスの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	東中野山小学校区コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか） ※1 ※2

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	利用時間等	○	B 利用許可、案内等の業務を円滑に行っており、利用者への接遇も適切かつ丁寧に行っております。利用者からの意見や要望等についても、利用者アンケートを実施したり、利用者懇談会を実施することにより、サービス改善に取り組んでいます。
2	適正な人員配置	○	
3	施設の貸出	◎	
4	管理運営に関する基本方針	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	要望や苦情等への対応	◎	
7	緊急体制（事故、救急等）	○	

2.事業（市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	地域貢献活動	◎	A 地域団体等と良好な関係を築き、地域のコミュニティ活動の中心となっています。
2	情報提供	○	
3	サービス向上の観点	◎	

3.施設の管理（施設全体の保守管理、修繕や震災等への対応等）

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	建物保守管理等	○	B 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、整理整頓、清掃がされています。また、対応マニュアルに基づいて避難訓練、消防訓練を行ったり、消火器の場所を施設の配置図に表記するなど、災害等に備えています。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	◎	
4	清掃・警備等	◎	
5	修繕	○	
6	再委託	○	
7	災害等への対応	○	
8	関係団体、地域との連絡調整	◎	
9	管理記録	○	

4.歳入歳出（協定における収支計画に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	管理経費等の縮減	○	B こまめな消灯や節水など、経費の削減に取り組んでいます。
2	利用料金	◎	
3	利用者増等	○	

5.総合評価（上記1から4を踏まえての総合評価）

東石山コミュニティハウスは、地域のコミュニティ協議会が指定管理者として、地域に密着した運営をしています。清掃、整理整頓が行き届いており、また地域の皆様の作品を常時展示することで施設に彩りを添えています。東区管内でも利用率が高い施設ですが、さらなる利用率の向上に向け、管理人同士の情報共有を適切に行い、利用者が快適に利用できるよう運営をしています。地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしているため、指定管理者として優良と評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.団体の評価」～「3.事業の評価」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市東区役所地域課 025-250-2120(直通)